

学校において予防すべき感染症

分類	感染症名	出席停止の期間・基準
第一種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南 米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 中東呼吸器症候群 (MERS) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過する まで ※発症日を0日とする
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した 後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるま で
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1 日を経過するまで ※発症日を0日とする
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで